



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *32 和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則 (監察査察課)..... 1
- *33 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 2
- *34 和歌山県立体育館設置及び管理条例施行規則 (行政管理課)..... 3
- *35 和歌山県立武道館設置及び管理条例施行規則 (")..... 7
- *36 わかやまスケートパーク設置及び管理条例施行規則 (")..... 10
- *37 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例施行規則 (")..... 13

○ 教育委員会規則

- *8 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例施行規則等を廃止する規則 17

○ 告示

- *306 和歌山県の女性自立支援施設の入所定員 (子ども未来課)..... 17
- *307 和歌山県DV相談支援センターの一時保護施設の入所定員 (")..... 17
- *308 平成31年和歌山県告示第297号 (県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ附属設備利用料金の額)の一部改正 (教育委員会)..... 17

○ 教育委員会告示

- *1 和歌山県スポーツ賞表彰規程 (平成25年和歌山県教育委員会告示第1号)の廃止 19

○ 訓令

- *6 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務課)..... 19

○ 公告

- 紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課)..... 26
- 紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定 (")..... 26

規 則

和歌山県規則第32号

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県職員倫理規則 (平成19年和歌山県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義等) 第2条 略 2～5 略	(定義等) 第2条 略 2～5 略

6 この規則において、「利害関係者」とは、知事又は職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。ただし、知事若しくは職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は知事若しくは職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として別に定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

(1)・(2) 略

(3) 立入検査又は監査（法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査又は監査を受ける事業者等及び特定個人

(4)～(8) 略

7・8 略

別表

略

公立大学法人和歌山県立医科大学
公益社団法人和歌山県体育協会

6 この規則において、「利害関係者」とは、知事又は職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。ただし、知事若しくは職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は知事若しくは職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として別に定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

(1)・(2) 略

(3) 立入検査、監査又は監察（法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査、監査又は監察を受ける事業者等及び特定個人

(4)～(8) 略

7・8 略

別表

略

公立大学法人和歌山県立医科大学

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第33号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則（昭和39年和歌山県規則第99号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項を削り、同表8の項中「環境生活総務課自然環境室」を「自然環境課」に改め、同項を同表9の項とし、同表7の項の次に次のように加える。

8	南紀熊野ジオパークセンター	ジオパーク関連業務に従事する職員	作業服	1	24	
			ゴム長靴	1	24	
			雨合羽	1	24	

別表第1の16の項中

「紀南児童相談所
仙溪学園」を「中央児童相談所
紀南児童相談所
仙溪学園」に改め、

同表17の項を次のように改める。

17	障害児者サポートセンター	医療及び看護業務に従事する職員	白衣	1	12	
		相談者に対する運動療法、作業療法及び職業訓練の業務に従事する職員	作業服	1	12	

別表第1の21の項中「商工観光労働総務課」を「商工企画課」に改め、同表24の項中「農林水産総務課」を「農林水産振興課」に改め、同表25の項中「農林水産総務課里地・里山振興室」を「農林水産振興課里地里山振興室」に改め、同表29の項中「立木又は苗木の調査及び」を削り、同表31の項中「地域振興部」を「地域づくり部」に改める。

別表第2の4の項中「危機管理・消防課」を「危機管理消防課」に改め、同表7の項中「環境生活総務課」を「脱炭素政策課」に改め、同表8の項を次のように改める。

8	自然環境課	自然公園の許認可事務に係る現地調査及び立入検査の業務に従事する職員	作業服 作業靴 ヘルメット	
		調査、測量、現場監督等の業務に従事する職員	防寒服 安全靴 ヘルメット	
		野生鳥獣の保護及び管理の業務に従事する職員	ヘルメット	

別表第2の10の項中

「
防寒服
安全靴
ヘルメット
ゴム長靴
」
を
「
防寒服
安全靴
ヘルメット
ゴム長靴
雨合羽
」
に改め、

同表11の項中「食品・生活衛生課」を「生活衛生課」に、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）」を「食品表示法（平成25年法律第70号）」に改め、同表14の項中「福祉保健総務課」を「社会福祉課」に改め、同表15の項中「障害福祉課」を「こころの健康推進課」に改め、同表17の項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「食品表示法」に改め、同表18の項中「商工観光労働総務課」を「商工企画課」に改め、同表21の項中「農林水産総務課」を「農林水産振興課」に改め、同表24の項中「立木又は苗木の調査及び」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第34号

和歌山県立体育館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県立体育館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県立体育館設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第20号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、和歌山県立体育館（以下「体育館」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止等)

第2条 体育館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 体育館の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又は体育館を利用する者（以下「利用者」という。）及び周辺住民に著しく迷

惑をかけること。

(5) 許可なく物品の販売等を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、体育館の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者（体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者

(2) 正当な理由がなく銃砲、刀剣類、爆発物その他の危険物を所持している者

(3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者

(4) 指定管理者の指示に従わない者

(5) 前各号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認められる者

（体育館の損傷等の届出等）

第3条 利用者は、体育館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（損害賠償義務）

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により体育館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（遵守事項）

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。

(2) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。

(3) 体育館の施設に特別の設備を付加し、又は変更を加えないこと。

(4) 壁、柱等に貼り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

（利用権の譲渡の禁止）

第6条 利用者は、体育館の利用の権利を他人に譲渡してはならない。

（原状回復）

第7条 利用者は、体育館の利用を終了したとき、又は条例第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

（指定の申請）

第8条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県立体育館指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 体育館の運営管理に関する収支予算書

(2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

(3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

(4) 団体の事業計画書及び収支予算書

(5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類

- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 体育館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 体育館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による体育館の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項
(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式 (第8条関係)

和歌山県立体育館指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

和歌山県立体育館設置及び管理条例第 7 条の規定により、和歌山県立体育館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

和歌山県規則第35号

和歌山県立武道館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県立武道館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県立武道館設置及び管理条例（昭和44年和歌山県条例第11号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、和歌山県立武道館（以下「武道館」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止等)

第2条 武道館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 武道館の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又は武道館を利用する者（以下「利用者」という。）及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、武道館の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者（武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく銃砲、刀剣類、爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、武道館の管理上支障があると認められる者

(武道館の損傷等の届出等)

第3条 利用者は、武道館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により武道館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。
- (3) 武道館の施設に特別の設備を付加し、又は変更を加えないこと。
- (4) 壁、柱等に貼り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

(利用権の譲渡の禁止)

第6条 利用者は、武道館の利用の権利を他人に譲渡してはならない。

(原状回復)

第7条 利用者は、武道館の利用を終了したとき、又は条例第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第8条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県立武道館指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 武道館の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 武道館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 武道館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による武道館の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式 (第8条関係)

和歌山県立武道館指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

和歌山県立武道館設置及び管理条例第 7 条の規定により、和歌山県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

和歌山県規則第36号

わかやまスケートパーク設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

わかやまスケートパーク設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、わかやまスケートパーク設置及び管理条例（令和2年和歌山県条例第32号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、わかやまスケートパーク（以下「スケートパーク」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(行為の許可の申請)

第2条 条例第3条第1項前段の規定による許可（次項において「行為許可」という。）を受けようとする者は、スケートパーク行為許可申請書（別記第1号様式）を、当該申請書に記載した行為を行う日（当該行為を行う期間が2日以上であるときは、その初日）の10日前までに知事に提出しなければならない。

2 行為許可を受けた者は、前項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、スケートパーク行為変更許可申請書（別記第2号様式）を知事に提出し、条例第3条第1項後段の許可を受けなければならない。

(スケートパークの利用時間)

第3条 スケートパークを利用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事において必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(スケートパーク損傷等の届出等)

第4条 スケートパークを利用する者は、スケートパークの設備及びこれに附属する物品を損傷し、又は滅失したときは、速やかに知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第5条 スケートパークを利用する者は、故意又は過失によりスケートパークの設備及びこれに附属する物品を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

スケートパーク行為許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 所在地 _____

団体名 _____

代表者 _____

電話番号 _____

次の行為をしたいので、わかやまスケートパーク設置及び管理条例(令和2年和歌山県条例第32号)第3条第1項の規定により申請します。

行 為 の 内 容		
行 為 の 期 間		
使 用 す る 機 材 等		
連 絡 先	氏名	電話番号
そ の 他 必 要 な 事 項		

備考

- 1 その他必要な事項の欄には、利用者の予定人数のほか必要と思われる事項を記入してください。
- 2 添付書類
 - (1) 計画書又は予定プログラム
 - (2) その他行為の実施内容等の参考となる資料
- 3 この許可申請の対象となる行為は、競技会のためにスケートパークを使用すること及び知事が指定した行為であって、スケートパークの一部の使用は、許可の対象となりません。したがって、許可を受けた行為の期間の日数に応じて、スケートパーク全体の使用として、和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)で定められた使用料を支払う必要があります。

別記第2号様式 (第2条関係)

スケートパーク行為変更許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 所在地 _____

団体名 _____

代表者 _____

電話番号 _____

次のとおり許可を受けた事項を変更したいので、わかやまスケートパーク設置及び管理条例 (令和2年和歌山県条例第32号) 第3条第1項の規定により申請します。

許可を受けた年月日及び文書番号	年 月 日 付 け 第 号
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

備考

- 1 変更する事項の欄には、変更前の事項及び変更後の事項を比較対照して、明瞭に記載してください。
- 2 変更内容を説明することができる資料があるときは、当該資料を添付してください。

和歌山県規則第37号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ（以下「ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブ」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(行為の禁止等)

第2条 ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又はビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブを利用する者（以下「利用者」という。）及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者（ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの管理上支障があると認められる者

(ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの損傷等の届出等)

第3条 利用者は、ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 収容人員は、指定管理者が別に定めるビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの定員を超えな

いこと。

- (2) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。
- (4) ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの施設に特別の設備を付加し、又は変更を加えないこと。
- (5) 壁、柱等に貼り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (6) 催物等を行う場合において、ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブへの入場者を円滑に誘導し、並びにビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの利用に伴う人又は車両の雑踏する場所を警戒し、及び防止するための警備を適正に行うこと。
- (7) ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの清潔を保つため清掃を適正に行い、及びビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの利用に伴って生じた廃棄物を適正に処理すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項
(利用権の譲渡の禁止)

第6条 利用者は、ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの利用の権利を他人に譲渡してはならない。

(原状回復)

第7条 利用者は、ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの利用を終了したとき又は条例第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第8条 条例第7条の申請書の様式は、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの管理に関し必要な

事項は、知事又は知事の承認を得て指定管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式 (第8条関係)

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター
和歌山ビッグウエーブ指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例第7条の規定により、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第8号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例施行規則等を廃止する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例施行規則（平成17年和歌山県教育委員会規則第30号）
- (2) 和歌山県立体育館設置及び管理条例施行規則（平成21年和歌山県教育委員会規則第15号）
- (3) 和歌山県立武道館設置及び管理条例施行規則（平成21年和歌山県教育委員会規則第16号）
- (4) わかやまスケートパーク設置及び管理条例施行規則（令和2年和歌山県教育委員会規則第3号）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第306号

和歌山県の女性自立支援施設の入所定員を次のように定め、令和6年4月1日から実施する。

平成16年和歌山県告示第888号（和歌山県の婦人保護施設の入所定員）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名 称	入所定員
和歌山県なぐさホーム	9人

和歌山県告示第307号

和歌山県DV相談支援センターの一時保護施設の入所定員を次のように定め、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名 称	入所定員
DV相談支援センター一時保護施設	12人

和歌山県告示第308号

平成31年和歌山県告示第297号（県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ附属設備利用料金の額）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1項の表中

音響設備	音響調整卓	1台1日につき	2,620円	
	ワイヤレスマイク	1本1日につき	520円	
	タイピンマイク	1本1日につき	520円	
	マイク	1本1日につき	520円	
	マイク設備(会議室用)	1式1日につき	1,570円	
	CDプレイヤー	1台1日につき	1,470円	
	MDプレイヤー	1台1日につき	1,470円	
	カセットデッキ	1台1日につき	1,470円	

を

音響設備	音響調整卓	1台1日につき	2,620円	
	ワイヤレスマイク	1本1日につき	520円	
	タイピンマイク	1本1日につき	520円	
	マイク	1本1日につき	520円	
	マイク設備(会議室用)	1式1日につき	1,570円	
	CDプレイヤー	1台1日につき	1,470円	
	MDプレイヤー	1台1日につき	1,470円	

に、

「ビデオデッキ」を「BDプレイヤー」に、第2項の表中

体育器具	LED得点表示板	1台1日につき	6,600円	
	テニスコートマット	1面1日につき	23,100円	
	バスケットボール用具	1組1日につき	1,980円	ボールを除く。
	フェンシング用具	1組1日につき	2,200円	
	ハンドボール用具	1組1日につき	1,100円	ボールを除く。
	バレーボール用具	1組1日につき	660円	ボールを除く。
	テニス用具	1組1日につき	550円	ラケット及びボールを除く。
	バドミントン用具	1組1日につき	330円	ラケット及びシャトルコックを除く。
	卓球用具	1組1日につき	220円	ラケット及びボールを除く。
	卓球コートマット	1面1日につき	2,200円	
	柔道畳	1面1日につき	3,410円	
	空手フロアマット	1面1日につき	3,300円	
	綱引きロープ	1本1日につき	220円	

を

体育器具	LED得点表示板	1台1日につき	6,600円	
	バスケットボール用具	1組1日につき	1,980円	ボールを除く。
	フェンシング用具	1組1日につき	2,200円	
	ハンドボール用具	1組1日につき	1,100円	ボールを除く。
	バレーボール用具	1組1日につき	660円	ボールを除く。
	テニス用具	1組1日につき	550円	ラケット及びボールを除く。
	バドミントン用具	1組1日につき	330円	ラケット及びシャトルコックを除く。

に

卓球用具	1組1日につき	220円	ラケット及びボールを除く。
柔道畳	1面1日につき	3,410円	
空手フロアマット	1面1日につき	3,300円	
綱引きロープ	1本1日につき	220円	

改める。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県スポーツ賞表彰規程を廃止する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県スポーツ賞表彰規程（平成25年和歌山県教育委員会告示第1号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第6号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(文書の発信者名) 第29条 文書の発信者名は、別に定めがある場合を除くほか、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる発信者名を用いるものとする。ただし、必要がある場合は、県名又は課名を用いることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">発 信 者 名</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(5) 略 (6) その他知事室長名、会計管理者名又は部長名によることを適当とする文書</td> <td>知事室長、会計管理者又は部長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略 (<u>地域づくり部等の文書等の受領</u>)</p>	区 分	発 信 者 名	略		(1)～(5) 略 (6) その他知事室長名、会計管理者名又は部長名によることを適当とする文書	知事室長、会計管理者又は部長	略	略	<p>(文書の発信者名) 第29条 文書の発信者名は、別に定めがある場合を除くほか、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる発信者名を用いるものとする。ただし、必要がある場合は、県名又は課名を用いることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">発 信 者 名</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(5) 略 (6) その他知事室長名、危機管理監名、<u>地域振興監名、</u>地域振興監、<u>監察査察監名、</u>監察査察監、<u>会計管理者名又は部長名によることを適当とする文書</u></td> <td>知事室長、危機管理監、<u>地域振興監、</u>監察査察監、<u>会計管理者又は部長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略 (<u>地域振興部等の文書等の受領</u>)</p>	区 分	発 信 者 名	略		(1)～(5) 略 (6) その他知事室長名、危機管理監名、 <u>地域振興監名、</u> 地域振興監、 <u>監察査察監名、</u> 監察査察監、 <u>会計管理者名又は部長名によることを適当とする文書</u>	知事室長、危機管理監、 <u>地域振興監、</u> 監察査察監、 <u>会計管理者又は部長</u>	略	略
区 分	発 信 者 名																
略																	
(1)～(5) 略 (6) その他知事室長名、会計管理者名又は部長名によることを適当とする文書	知事室長、会計管理者又は部長																
略	略																
区 分	発 信 者 名																
略																	
(1)～(5) 略 (6) その他知事室長名、危機管理監名、 <u>地域振興監名、</u> 地域振興監、 <u>監察査察監名、</u> 監察査察監、 <u>会計管理者名又は部長名によることを適当とする文書</u>	知事室長、危機管理監、 <u>地域振興監、</u> 監察査察監、 <u>会計管理者又は部長</u>																
略	略																

第101条 前条の規定にかかわらず、振興局の地域づくり部、健康福祉部、農林水産振興部及び建設部（振興局の事務所を除く。以下「地域づくり部等」という。）の所管に係る文書等が送達されたときは、当該文書等を所管する地域づくり部等の庶務課長において受領し、次に定めるところにより処理しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

（地域づくり部等における配布を受けた文書等の取扱い）

第103条 前条の規定にかかわらず、地域づくり部等の主務課長は、第101条の規定により、配布を受けた文書等のうち、親展文書は名宛人に配布するものとし、その他の文書は処理方針等を指示した上で、事務担当者に配布するものとする。

2 事務担当者は、前項の規定で文書等の配布を受けたときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 文書については、その余白に收受印を押印すること。ただし、刊行物、ポスター、挨拶状その他地域づくり部等の主務課長が簡易の処理が適当と認める文書については、收受印の押印を省略することができる。

(2) 往復文書のうち、申請、照会等当該文書に基づき決定、回答等を要する文書、既に公文書管理システム等に記録等された文書に関する文書（地域づくり部等の主務課長が簡易の処理が適当と認めるものを除く。）その他地域づくり部等の主務課長が重要と認める文書については、公文書管理システム等に所要事項を記録等し、当該文書に公文書管理システム等の番号を記載すること。

(3)・(4) 略

3 地域づくり部等の主務課長は、配布を受けた文書のうち、特に重要なものについては、あらかじめ上司の閲覧に供し、その処理方針等について指示を受けるものとする。

4 地域づくり部等の主務課長は、当該課に直接持参された文書で收受手続を要すると認められるものについては、処理方針等を指示した上で事務担当者に配布し、第2項の規定による手続を行わせるものとする。

5 親展文書の配布を受けた者は、当該文書を開封した結果、それが收受手続を要すると認められるときは、速やかに地域づくり部等の主務課長に提示して必要な手続を受けなければならない。

6 地域づくり部等の主務課長は、他の課に関係がある文書で重要なものについては、その写しを関係課の長に配布すること。この場合において、配布を受けた関係課の長は、その写しについて正本に準じた処理を行うこと。

7 地域づくり部等の主務課長は、配布を受けた文書のうち、当該課の所管に属さないものについては、その理由を連絡用紙に記載して、直ちに地域づくり部等の庶務課長に返付すること。

（地域づくり部等の原議及び公文書管理システム等の整理）

第110条 前条の規定にかかわらず、地域づくり部等の事務担当者は、文書の浄書を完了したときは、原議の所定欄に文書の施行年月日を記入し、当該文書が公文書管理システム等に記録等されたもの又は発議文書であるときは、公文書管理システム等に所要事項を記録等するものとする。

第101条 前条の規定にかかわらず、振興局の地域振興部、健康福祉部、農林水産振興部及び建設部（振興局の事務所を除く。以下「地域振興部等」という。）の所管に係る文書等が送達されたときは、当該文書等を所管する地域振興部等の庶務課長において受領し、次に定めるところにより処理しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

（地域振興部等における配布を受けた文書等の取扱い）

第103条 前条の規定にかかわらず、地域振興部等の主務課長は、第101条の規定により、配布を受けた文書等のうち、親展文書は名宛人に配布するものとし、その他の文書は処理方針等を指示した上で、事務担当者に配布するものとする。

2 事務担当者は、前項の規定で文書等の配布を受けたときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 文書については、その余白に收受印を押印すること。ただし、刊行物、ポスター、挨拶状その他地域振興部等の主務課長が簡易の処理が適当と認める文書については、收受印の押印を省略することができる。

(2) 往復文書のうち、申請、照会等当該文書に基づき決定、回答等を要する文書、既に公文書管理システム等に記録等された文書に関する文書（地域振興部等の主務課長が簡易の処理が適当と認めるものを除く。）その他地域振興部等の主務課長が重要と認める文書については、公文書管理システム等に所要事項を記録等し、当該文書に公文書管理システム等の番号を記載すること。

(3)・(4) 略

3 地域振興部等の主務課長は、配布を受けた文書のうち、特に重要なものについては、あらかじめ上司の閲覧に供し、その処理方針等について指示を受けるものとする。

4 地域振興部等の主務課長は、当該課に直接持参された文書で收受手続を要すると認められるものについては、処理方針等を指示した上で事務担当者に配布し、第2項の規定による手続を行わせるものとする。

5 親展文書の配布を受けた者は、当該文書を開封した結果、それが收受手続を要すると認められるときは、速やかに地域振興部等の主務課長に提示して必要な手続を受けなければならない。

6 地域振興部等の主務課長は、他の課に関係がある文書で重要なものについては、その写しを関係課の長に配布すること。この場合において、配布を受けた関係課の長は、その写しについて正本に準じた処理を行うこと。

7 地域振興部等の主務課長は、配布を受けた文書のうち、当該課の所管に属さないものについては、その理由を連絡用紙に記載して、直ちに地域振興部等の庶務課長に返付すること。

（地域振興部等の原議及び公文書管理システム等の整理）

第110条 前条の規定にかかわらず、地域振興部等の事務担当者は、文書の浄書を完了したときは、原議の所定欄に文書の施行年月日を記入し、当該文書が公文書管理システム等に記録等されたもの又は発議文書であるときは、公文書管理システム等に所要事項を記録等するものとする。

(地域づくり部等における文書の完結)

第114条 前条の規定にかかわらず、地域づくり部等の事務担当者は、文書の処理が完結したときは、当該文書に完結年月日を記入し、当該文書が既に公文書管理システム等に記録等されたもの又は発議文書であるときは、公文書管理システム等に完結年月日を記録等しなければならない。

(地域づくり部等における文書の処理の促進及び確認)

第116条 略
2 略

(地域づくり部等の配布を受けたオンライン事務処理装置以外の電磁的記録の取扱い)

第125条 前条の規定にかかわらず、地域づくり部等の主務課長はオンライン事務処理装置以外の電磁的記録の配布を受けたとき、又はオンライン事務処理装置以外の電磁的記録を受領したときは、当該電磁的記録のラベル等に、收受印を押印し、又は必要事項の記載を行うものとする。ただし、公文書管理責任者等が簡易の処理が適当と認める電磁的記録については、收受印の押印を省略することができる。

2 略

(準用)

第127条 第17条、第18条、第21条及び第100条から第103条までの規定は、地方機関における文書の收受及び配布について準用する。この場合において、第17条第1項各号列記以外の部分中「文書等」とあるのは「文書(図画又は写真と複合して一体となっているものを含む。以下この節において同じ。)」及び物品(以下この節において「文書等」という。)」と、同条第2項及び第18条中「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、第100条第1項各号列記以外の部分中「振興局」とあるのは「地方機関」と、「文書(図画又は写真と複合して一体となっているものを含む。以下この節において同じ。)」及び物品(以下この節において「文書等」という。)」とあるのは「文書等」と、「庶務担当課(以下「庶務課」という。))の長(以下「庶務課長」という。))」とあるのは「庶務課長(課を置かない地方機関にあっては、あらかじめ公文書管理責任者が指名する者)」と、同項各号列記中「主務課長」とあるのは「主務課長(課を置かない地方機関にあっては、あらかじめ公文書管理責任者が指名する者)」と、第101条第1項中「振興局の地域づくり部、健康福祉部、農林水産振興部及び建設部(振興局の事務所を除く。以下「地域づくり部等」という。))」とあるのは「中央児童相談所その他別表第1第3項第1号に掲げる地方機関及び新宮保健所串本支所(以下「中央児童相談所等」という。))」と、第103条第1項及び第2項中「地域づくり部等」とあるのは「中央児童相談所等」と読み替えるものとする。

(準用)

第131条 第45条、第46条、第48条、第48条の2、第49条及び第109条から第116条までの規定は、地方機関における文書及び電磁的記録の施行について準用する。この場合において、第48条第2項及び第48条の2第2項中「公文書管理責任者」とあるのは「公文書管理責任者等」と

(地域振興部等における文書の完結)

第114条 前条の規定にかかわらず、地域振興部等の事務担当者は、文書の処理が完結したときは、当該文書に完結年月日を記入し、当該文書が既に公文書管理システム等に記録等されたもの又は発議文書であるときは、公文書管理システム等に完結年月日を記録等しなければならない。

(地域振興部等における文書の処理の促進及び確認)

第116条 略
2 略

(地域振興部等の配布を受けたオンライン事務処理装置以外の電磁的記録の取扱い)

第125条 前条の規定にかかわらず、地域振興部等の主務課長はオンライン事務処理装置以外の電磁的記録の配布を受けたとき、又はオンライン事務処理装置以外の電磁的記録を受領したときは、当該電磁的記録のラベル等に、收受印を押印し、又は必要事項の記載を行うものとする。ただし、公文書管理責任者等が簡易の処理が適当と認める電磁的記録については、收受印の押印を省略することができる。

2 略

(準用)

第127条 第17条、第18条、第21条及び第100条から第103条までの規定は、地方機関における文書の收受及び配布について準用する。この場合において、第17条第1項各号列記以外の部分中「文書等」とあるのは「文書(図画又は写真と複合して一体となっているものを含む。以下この節において同じ。)」及び物品(以下この節において「文書等」という。))」と、同条第2項及び第18条中「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、第100条第1項各号列記以外の部分中「振興局」とあるのは「地方機関」と、「文書(図画又は写真と複合して一体となっているものを含む。以下この節において同じ。)」及び物品(以下この節において「文書等」という。))」とあるのは「文書等」と、「庶務担当課(以下「庶務課」という。))の長(以下「庶務課長」という。))」とあるのは「庶務課長(課を置かない地方機関にあっては、あらかじめ公文書管理責任者が指名する者)」と、同項各号列記中「主務課長」とあるのは「主務課長(課を置かない地方機関にあっては、あらかじめ公文書管理責任者が指名する者)」と、第101条第1項中「振興局の地域振興部、健康福祉部、農林水産振興部及び建設部(振興局の事務所を除く。以下「地域振興部等」という。))」とあるのは「子ども・女性・障害者相談センターその他別表第1第3項第1号に掲げる地方機関及び新宮保健所串本支所(以下「子ども・女性・障害者相談センター等」という。))」と、第103条第1項及び第2項中「地域振興部等」とあるのは「子ども・女性・障害者相談センター等」と読み替えるものとする。

(準用)

第131条 第45条、第46条、第48条、第48条の2、第49条及び第109条から第116条までの規定は、地方機関における文書及び電磁的記録の施行について準用する。この場合において、第48条第2項及び第48条の2第2項中「公文書管理責任者」とあるのは「公文書管理責任者等」と

、第110条、第114条及び第116条中「地域づくり部等」とあるのは「中央児童相談所等」と読み替えるものとする。

(準用)

第137条 第92条、第93条、第95条から第99条まで、第124条及び第125条の規定は、地方機関における電磁的記録の管理について準用する。この場合において、第93条第1項中「本庁」とあるのは「地方機関」と、同条第2項中「公文書管理責任者」とあるのは「公文書管理責任者等」と、第96条第1項各号列記以外の部分中「公文書管理責任者」とあるのは「公文書管理責任者等の指示を受けて主務課長」と、同条第1項第1号中「公文書管理責任者」とあるのは「公文書管理責任者等」と、同条第2項中「公文書管理責任者」とあるのは「公文書管理責任者等の指示を受けて主務課長」と、同条第3項中「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、第97条第1項中「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、「主務課長」とあるのは「当該地方機関の長」と、第98条第1項中「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、第125条第1項中「地域づくり部等」とあるのは「中央児童相談所等」と読み替えるものとする。

別表第1(第15条、第57条関係)

1 本庁

課名	記号
秘書課	略
略	略
万博推進課	万推
略	
人事課職員厚生室	略
考査課	考
略	
危機管理消防課	略
略	
企画課	略
略	
調査統計課	略
スポーツ課	ス
地域振興課	地振
略	略
デジタル社会推進課	デ推

、第110条、第114条及び第116条中「地域振興部等」とあるのは「子ども・女性・障害者相談センター等」と読み替えるものとする。

(準用)

第137条 第92条、第93条、第95条から第99条まで、第124条及び第125条の規定は、地方機関における電磁的記録の管理について準用する。この場合において、第93条第1項中「本庁」とあるのは「地方機関」と、同条第2項中「公文書管理責任者」とあるのは「公文書管理責任者等」と、第96条第1項各号列記以外の部分中「公文書管理責任者」とあるのは「公文書管理責任者等の指示を受けて主務課長」と、同条第1項第1号中「公文書管理責任者」とあるのは「公文書管理責任者等」と、同条第2項中「公文書管理責任者」とあるのは「公文書管理責任者等の指示を受けて主務課長」と、同条第3項中「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、第97条第1項中「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、「主務課長」とあるのは「当該地方機関の長」と、第98条第1項中「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、第125条第1項中「地域振興部等」とあるのは「子ども・女性・障害者相談センター等」と読み替えるものとする。

別表第1(第15条、第57条関係)

1 本庁

課名	記号
秘書課	略
政策審議課	政
略	略
監察査察課	監察
略	
人事課職員厚生室	略
略	
危機管理・消防課	略
略	
企画総務課	略
略	
調査統計課	略
デジタル社会推進課	デ推
地域政策課	地政
移住定住推進課	移推
略	略
人権政策課	人権

観光振興課	観振
観光交流課	観交
脱炭素政策課	脱政
自然環境課	自環
略	
県民生活課	略
生活衛生課	生衛
人権政策課	人権
人権施策推進課	人施
こども未来課	こ未
こども支援課	こ支
多様な生き方支援課	多様
社会福祉課	社
長寿社会課	略
介護サービス指導課	介
障害福祉課	略
こころの健康推進課	こころ
略	
商工企画課	略
略	
成長産業推進課	成推
企業立地課	略
農林水産振興課	略
研究推進課	研
略	
果樹園芸課	略
鳥獣害対策課	鳥獣対
略	
県土整備政策課	県政

人権施策推進課	人施
環境生活総務課	環生
略	
県民生活課	略
青少年・男女共同参画課	青男女
食品・生活衛生課	食生
福祉保健総務課	福
子ども未来課	子
長寿社会課	略
障害福祉課	略
略	
商工観光労働総務課	略
万博推進課	万推
略	
産業技術政策課	産技
企業立地課	略
観光振興課	観振
観光交流課	観交
農林水産総務課	略
略	
果樹園芸課	略
略	
県土整備総務課	県総

略			
2 振興局			
振興局名	内部組織の名称		記号
	部名	課等の名称	
海草振興局	地域づくり部	略	略
		地域づくり課	海地地
	略		
那賀振興局	地域づくり部	略	略
		地域づくり課	那地地
	略		
伊都振興局	地域づくり部	略	略
		地域づくり課	伊地地
	略		
有田振興局	地域づくり部	略	略
		地域づくり課	有地地
	略		
日高振興局	地域づくり部	略	略
		地域づくり課	日地地
	略		
西牟婁振興局	地域づくり部	略	略
		地域づくり課	西地地
	略		
東牟婁振興局	地域づくり部	略	略
		地域づくり課	東地地
	略		
	串本建設部	略	七川ダム管理事務所

略			
2 振興局			
振興局名	内部組織の名称		記号
	部名	課等の名称	
海草振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	海地企
		地域課	海地地
	略		
那賀振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	那地企
		地域課	那地地
	略		
伊都振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	伊地企
		地域課	伊地地
	略		
有田振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	有地企
		地域課	有地地
	略		
日高振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	日地企
		地域課	日地地
	略		
西牟婁振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	西地企
		地域課	西地地
	略		
東牟婁振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	東地企
		地域課	東地地
	略		
東牟婁振興局	串本建設部	略	略
		七川ダム管理事務所	略

新宮建設部	略	
	工務課	略
	近畿自動車道紀南高速事務所	新建近

新宮建設部	近畿自動車道紀南高速事務所	串建近
	略	
	工務課	略

3 地方機関

(1) 内部組織に記号を付与された地方機関

地方機関	内部組織の名称	記号
中央児童相談所	総務企画課	和中児総
	相談第一課	和中児相1
	相談第二課	和中児相2
	家庭支援課	和中児家
	心理判定課	和中児心
	一時保護課	和中児二
障害児者サポートセンター	障害者支援課	和障セ障
	こども診療室	和障セ診
略		

(2) 内部組織に記号を付与されていない地方機関

地方機関名	記号
略	
文書館	略
世界遺産センター	和世セ
南紀熊野ジオパークセンター	和南ジ
略	略
鳥獣保護センター	略
略	略
消費生活センター	略

3 地方機関

(1) 内部組織に記号を付与された地方機関

地方機関	内部組織の名称	記号
子ども・女性・障害者相談センター	総務企画課	和相セ総
	子ども相談第一課	和相セ子1
	子ども相談第二課	和相セ子2
	家庭支援課	和相セ家
	女性相談課	和相セ女
	障害者支援課	和相セ障
	一時保護課	和相セ二
	子ども診療室	和相セ診
略		

(2) 内部組織に記号を付与されていない地方機関

地方機関名	記号
略	
文書館	略
略	略
鳥獣保護センター	略
南紀熊野ジオパークセンター	和南ジ
略	略
消費生活センター	略

略	
仙溪学園	略
ジェンダー平等推進センター	ジ平セ
DV相談支援センター	和Dセ
なぐさホーム	略
略	
難病・こども保健相談支援センタ 二	難こ 二
略	
工業技術センター	略
略	

男女共同参画センター	和男女セ
略	
仙溪学園	略
女性保護施設なぐさホーム	略
略	
難病・子ども保健相談支援センタ 二	難・子セ 二
略	
工業技術センター	略
世界遺産センター	和世セ
略	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

公 告

公 告

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）第12条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）第12条の規定により、紀の中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで